

請願・陳情の御案内

岩手県議会事務局

令和3年4月

1 請願陳情について

請願や陳情は、県民の皆さんの御意見や御要望を県政に反映させるための大切な制度です。請願には、県議会議員の紹介が必要であり、議会では議案と同様に審査が行われます。陳情は、議員の紹介がなくてもでき、陳情する事項がとりまとめられた上で、各議員に配付されます。

2 請願書の作成について

請願の方法は、次ページの作成例を参考の上、**紹介議員の署名又は記名押印**を得たうえで、**県議会議長あて**に提出願います。

3 請願書の提出期限及び部数

(1) 提出時期

提出はいつでも可能ですが、一番近い定例会の会期中に審査されるためには、審査を希望する定例会の招集日までに会派など（議員）に対して十分説明を行い、議員の紹介（署名）を受けた上で、**請願審査が行われる委員会開催日の3日前の正午まで**に提出願います。

間に合わない場合は、その次の定例会での審査となりますので、御留意願います。

なお、提出期限などの具体的な日時は、定例会ごとに会期などと併せてホームページでお知らせします。

(2) 提出部数

正本、副本（コピーでも可）の2部

4 請願の取下げ

提出した請願書を請願者の都合により、取り下げようとするときには、請願撤回申出書を御提出願います。

5 陳情について

陳情書については、請願書の例により作成の上、提出（紹介議員は不要）願います。

なお、請願のように委員会での審査、本会議での審議はなされませんが、その要旨等の情報は議員に提供されます。

請願書を作成する際のお願い

1 請願書の記載事項（会議規則第 82 条）

請願書の記載事項は次のとおりとなっており、これらの要件を具備しない場合は受理できませんので、御留意ください。

- ・ 日本語を用いること
以下の内容が記載されていること。
- ・ 請願の趣旨
- ・ 提出年月日
- ・ 請願者の住所（法人の場合はその所在地）
- ・ 請願者（法人の場合は、その名称を記載し、代表者）の署名（自書）又は記名押印
- ・ 請願書の表紙に紹介議員の署名又は記名押印

2 請願の件名

請願の件名は、請願しようとする趣旨を簡明に表すものにしてください。

3 紹介議員

請願には、1人以上の県議会議員の紹介を必要としますので、必ず紹介議員の署名又は記名押印を受けてください。

なお、先例により、常任委員会の委員長は当該委員会の所管に属する請願の紹介議員にはならないこととしておりますので、御留意ください。

4 請願事項

請願は原則として所管する常任委員会に付託されます。

請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2件以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託されます。

■ 常任委員会の所管事項

委員会名	所管事項
総務	政策企画部、総務部及び復興防災部の分掌に属する事項、ふるさと振興部の分掌に属する事項のうち教育に関する事項を除く事項、I L C 推進局及び出納局の分掌に属する事項、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
文教	文化スポーツ部の分掌に属する事項及びふるさと振興部の分掌に属する事項のうち教育に関する事項並びに教育委員会の所管に属する事項
環境福祉	環境生活部、保健福祉部及び医療局の分掌に属する事項
商工建設	商工労働観光部、県土整備部及び企業局の分掌に属する事項並びに労働委員会及び収用委員会の所管に属する事項
農林水産	農林水産部の分掌に属する事項並びに海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に属する事項

5 請願（陳情）書の作成例

陳情書の場合（紹介議員がいない）は、1枚目は不要です。

< 1枚目 >（請願のみ）

.....について請願
紹介議員 氏名 印
紹介議員 氏名 印

※議員が署名する場合は、押印は不要です。

< 2枚目 >

令和 年 月 日
岩手県議会議長 氏名 様
(住所) ○○○○○○
(氏名) ○○○○ 印
.....について請願（陳情）
(要旨)
(理由)

※請願（陳情）者が署名（自書）する場合は、押印は不要です。

※要旨や理由は分かりやすくお書きください。項目が複数ある場合には、「記」として箇条書きにしても結構です。

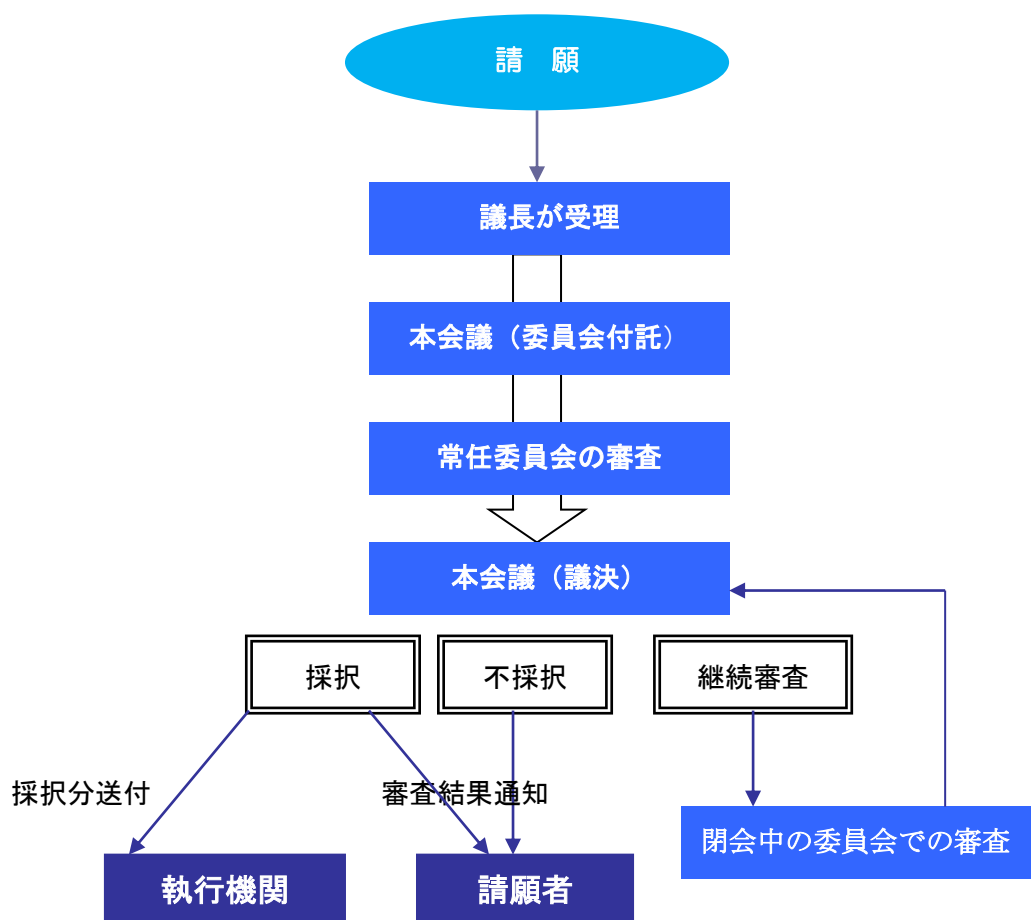
※請願（陳情）者の住所、氏名は、原則として公開いたしますので、あらかじめ御了承ください。

6 請願の撤回申出の作成例

令和 年 月 日
岩手県議会議長 氏名 様
請願者
(住所) ○○○○○○
(氏名) ○○○○ 印
請願（陳情）書の撤回申出について
次の請願（陳情）書は、撤回したいから承認されるよう申し出ます。
1 件名について請願
2 理由 諸般の理由による

※請願（陳情）者が署名（自書）する場合は、押印は不要です。

【請願の一般的な審査について】



- 1 議会において受理された請願書は、通常、請願の内容に応じ、所管の委員会に付託され、委員会の審査結果に基づき、本会議において採決に付されます。
- 2 採択された請願については、執行機関が処理することが適当と認めるものは、知事等に送付されます。
- 3 採択又は不採択とされたときは、提出者に文書でお知らせします。
ただし、提出者が複数いる場合は、代表者の方にお知らせいたします。

■お問い合わせ先■

岩手県議会事務局議事調査課議事管理担当

岩手県盛岡市内丸10番1号

電話 019-629-6016 (ダイヤルイン)